

消防予第422号
令和2年12月28日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長

消防庁予防課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策のため臨時に設けられた医療用仮設ユニット
における消防用設備等の取扱いに係る執務資料の送付について（通知）

標記の件について、別添のとおり質疑応答をとりまとめましたので、執務上の参考としてください。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知していただきま
すようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

消防庁予防課設備係
担当：羽田野、笠水上
電話：03-5253-7523
FAX：03-5253-7533

別添

(用語の定義)

「令」……………消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）
「規則」……………消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）
「連動型住宅用防災警報器」・・住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成 17 年総務省令第 11 号）第 2 条第 4 号の 3 に規定する連動型住宅用防災警報器

問 1 新型コロナウイルス感染症対策のため臨時に設けられた医療用仮設ユニット（天井及び壁により囲われた仮設の室で、医療機器を備え、臨時に感染症患者を診察し、又は集中的な治療若しくは看護を行うための病室として利用するものをいう。以下「医療用仮設ユニット」という。）については、規則第 13 条第 3 項第 7 号に規定する「その他これらに類する室」として取り扱ってよいか。

(答)

お見込みのとおり。

問 2 医療用仮設ユニットの天井及び壁にダンボールやアクリル板が使用されている場合であっても、緊急の状況であることを考慮し、当該ダンボールやアクリル板が防炎性能又は難燃性能を有するものについては、前問 1 と同様に取り扱ってよいか。

(答)

差し支えない。

問 3 令第 11 条第 2 項の規定を適用し、屋内消火栓設備を設置していない防火対象物において、前問 2 の医療用仮設ユニットを設け、屋内消火栓設備の設置が必要と認められる場合であっても、緊急の状況であることを考慮して、令第 32 条の規定を適用し、引き続き、屋内消火栓設備を設置しないこととしてよいか。

(答)

差し支えない。

問4 自動火災報知設備の設置が義務付けられている防火対象物内に医療用仮設ユニットを設け、当該ユニット内に感知器の設置が必要と認められる場合であっても、次に掲げる要件を満たすものについては、緊急の状況であることを考慮して、令第32条の規定を適用し、感知器の設置を免除してもよいか。

- (1) 当該ユニットの使用時以外においては、医療機器その他の電源が遮断できるものであること。
- (2) ナースステーションその他看護師等の常駐場所（以下「ナースステーション等」という。）から直ちに駆け付け可能な位置に設けられていること（使用時において、当該ユニット内に医療関係者が常駐する場合を除く。）。
- (3) 当該ユニット内の状況をナースステーション等において24時間常時モニタリング可能なカメラ等の機器が設置されていること（使用時において、当該ユニット内に医療関係者が常駐する場合を除く。）。
- (4) 当該ユニットの内部及び外部直近にそれぞれ煙を感知する連動型住宅用防災警報器が設置され、火災を感知した場合は、相互に連動して、ナースステーション等で火災の覚知ができるよう措置されていること。
- (5) 当該仮設ユニットの直近に消火器が付加設置されていること。

(答)

差し支えない。

問5 医療用仮設ユニットを複数設ける場合、前問4(5)の消火器は、各ユニットの出入口から歩行距離10メートル以内にあるものについては、複数のユニットを兼用して付加設置するものとしてよいか。

(答)

差し支えない。

問6 放送設備の設置が義務付けられている防火対象物内に医療用仮設ユニットを設け、当該ユニット内にスピーカーの増設が必要と認められる場合であっても、次に掲げる（1）又は（2）の要件を満たすものについては、緊急の状況であることを考慮して、令第32条の規定を適用し、スピーカーの増設を要しないこととしてよいか。

（1）次の要件を満たすこと。

ア 当該ユニット内の状況をナースステーション等において24時間常時モニタリング可能なカメラ等の機器が設置されていること。

イ ナースステーション等から当該ユニット内の患者等に対し、火災が発生した旨を知らせることができる通話装置（当該ユニットがナースステーション等から直ちに駆け付け可能な位置以外の位置にあるときは、当該ユニット側において通話開始のための操作を要しないものに限る。）が設置されていること。

（2）当該ユニット内における音圧が65デシベル以上となることが試験データ等により確認できること。

（答）

差し支えない。

問7 連結散水設備の設置が義務付けられている防火対象物の地階に医療用仮設ユニットを設け、当該ユニット内に散水ヘッドの設置が必要と認められる場合であっても、前問4（1）から（5）までに掲げる要件を満たすものについては、緊急の状況であることを考慮して、令第32条を適用し、散水ヘッドの設置を免除してもよいか。

（答）

差し支えない。

問8 屋外に医療用仮設ユニットを設け、令第19条第2項の規定が適用されることにより、屋外消火栓設備の設置が必要と認められる場合であっても、前問4（1）及び（5）の要件を満たすものについては、緊急の状況であることを考慮して、令第32条の規定を適用し、屋外消火栓設備の設置を免除してもよいか。

（答）

差し支えない。

問9 医療用仮設ユニット内に誘導灯の設置が必要と認められる場合であっても、次に掲げる避難口の上部又はその直近の避難上有効な箇所に誘導標識が設置されているものについては、緊急の状況であることを考慮して、令第32条の規定を適用し、誘導灯の設置を免除してもよいか。

- (1) 当該ユニットを防火対象物内に設ける場合にあっては、当該ユニット内における規則第28条の3第3項第1号ハに掲げる出入口
- (2) 当該ユニットを屋外に設ける場合にあっては、当該ユニット内から直接屋外へ通ずる出入口

(答)

差し支えない。